

平成23年第4回基山町議会（臨時会）会議録（第1日）						
招集年月日	平成23年11月24日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成23年11月24日	9時30分	議長	後藤信八	
	閉会	平成23年11月24日	10時51分	議長	後藤信八	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1番	神前輔行	出	8番	大山勝代	出
	2番	久保山義明	出	9番	片山一儀	出
	3番	牧菌綾子	出	10番	品川義則	出
	4番	木村照夫	出	11番	林博文	出
	5番	河野保久	出	12番	松石信男	出
	6番	重松一徳	出	13番	後藤信八	出
	7番	鳥飼勝美	出			
会議録署名議員	9番	片山一儀		10番	品川義則	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 古賀敏夫		(係長) 鶴田しのぶ		(書記) 寺崎一生	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町 長 総務課長 財政課長 まちづくり推進課長	小森純一 小野龍雄 安永靖文 大久保敏幸				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	第 5 2 号議案	基山町職員の給与に関する条例等の一部改正について
日程第 4	第 5 3 号議案	平成23年度基山町一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 5	第 5 4 号議案	平成23年度基山町下水道特別会計補正予算（第 3 号）

～午前9時30分 開会～

○議長（後藤信八君）

ただいまの出席議員数13名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成23年第4回基山町議会臨時会を開会します。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤信八君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、片山一儀議員と品川義則議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（後藤信八君）

日程第2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日間と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3～5 第52号議案～第54号議案

○議長（後藤信八君）

日程第3. 第52号議案 基山町職員の給与に関する条例等の一部改正について、日程第4. 第53号議案 平成23年度基山町一般会計補正予算（第3号）、日程第5. 第54号議案 平成23年度基山町下水道特別会計補正予算（第3号）を一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

皆さんおはようございます。

本日は臨時議会を開催いたしましたところ議員の皆様方には、大変御多用の中御出席をいただきましてありがとうございます。

早速でございますが、提案理由の説明を申し上げます。第52号議案基山町職員の給与に関する条例等の一部改正についてでございます。人事院勧告の主旨に鑑み実情を踏まえ情勢適

用の観点から給与改定を行うため基山町職員の給与に関する条例等を改正する必要があるためご提案申し上げております。内容につきましては担当課長より補足説明いたします。どうぞよろしくご審議頂きましてご議決頂きますようお願い申し上げます。

第53号議案 平成23年度基山町一般会計補正予算（第3号）についてでございます。これにつきましては、現計予算5,635,928千円に今回の給与改定に伴う更正額を予備費で調整させていただくものでございます。よろしくご審議頂きますようお願いいたします。

第54号議案 平成23年度基山町下水道特別会計補正予算（第3号）についてでございます。これにつきましては現計予算423,875千円に今回の給与改定の伴う更正額を予備費で調整させていただくものでございます。よろしくご審議下さいますようお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

以上で提案理由の説明が終わりましたので、これより補足説明を求めます。小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

おはようございます。第52号議案 基山町職員の給与に関する条例等の一部改正についての補足説明をさせていただきます。

本年度の給与改正につきましては、人事院勧告の骨子を資料の8ページに付けておりますのでお開きいただきたいと思います。

今回は月例給与の民間給与との格差を解消するために基山町職員の月例給を国ベースで899円0.23%、基山町で0.18%引き下げるものでございます。引き下げの内容につきましては、民間給与水準を上回っている50歳台を中心に40歳台以上を念頭においた引き下げとなっております。50歳台が在籍する号俸を最大0.5%の減額、40歳台後半層が在籍する号俸を0.4%の減額、40歳台前半層が在籍する号俸を修正するものとなっております。

また、給与構造改革の俸給水準引き下げに伴う経過措置額の算定基礎となる額についても引き下げ改定が行われる俸給月額を受ける職員を対象に調整率を踏まえた率を乗じて得た額に引き下げるものとなっております。

条例の方をお開きいただきたいと思います。まず、条例の基山町職員の給与に関する条例の第1条につきましては、資料の1ページから6ページに行政職給料表の新旧対照表により説明させていただきます。

対象年齢による範囲は2級から6級であります。2級では77号給から125号給まで、3級では61号給から113号給まで、4級では45号給から93号給まで、5級では37号給から85号給

まで、6級では29号給から77号給までとなっております。また、再任用職員につきましてはすべての給与が対象となっております。

条例の5ページの方は資料をお願いしたいと思います。5ページの2条につきましては、平成18年3月の号給に対して乗ずる額を99.59から99.1%に改めるものでございます。同項第2号中の100分の99.83を100分の99.34に改めるものにつきましては基山町の職員としては対象者はありません。それから、附則の1でこの条例の施行期日は平成23年12月1日からの施行となっております。それから、今回の改正対象者につきましては附則第2項1号の平成23年4月からの給与の管理職手当、扶養手当、及び住居手当の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に遡及の形となりますので4月から11月の8ヶ月分を乗じた額と2号の6月分の期末勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じた額を12月の期末手当より差し引く旨の内容となっております。

よろしくご審議頂きましてご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

補足説明が終わりましたので、ここで10分間、9時50分まで休憩いたします。

～午前9時40分 休憩～

～午前9時50分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開します。

次に第52号議案 基山町職員の給与に関する条例等の一部改正に対する質疑を行います。

片山議員。

○9番（片山一儀君）

2、3質問をいたします。

前にも申し上げたと思うんですが、これは人事院勧告が国家公務員に対して行ったやつですね。それを従来から導入されている訳でありますけど、県の人事委員会の勧告がどうなっているのかと言うことと、それから町のですね、住民の方の給与レベル、国家公務員は昔は3,000人だったんですけど、今は500人以上の規模の会社を対象にしてサンプリングしていると思うんです。基山町の実際に税金を納められている住民の方の給与レベルはどうか、それから、修正された場合のラスパイレス指数は99.3だと記憶していますが、どのように変化があるのか。

それから、今説明がありました、これは計算としては単純に減額率を掛けられたものなのか。また、掛けられることによって40代とかそこらあたり、40代50代を対象にしている訳ですから、それを下げると、たとえば30代との落差がなくなることが考えられますが、そういう場合にどのように修正させるのかについてお尋ねをいたします。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

まず、県の人事委員会の部分につきましては、県職員が民間給与を上回る格差につきましては0.3%解消するという、後の内容につきましては人事院勧告と同じとなっております。それから、例年、基山町は人事院勧告どおりやっているかどうかということですが、人事院の給与勧告につきましては議員ご指摘のとおり国家公務員に対しての社会一般の情勢に対応した適正な給与を確保する機能を有するものであり、国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることで、これが俗に言う民間準拠を基本としております。それに対しまして、このことを基本にして地方公務員法第24条の第3項で職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員ならびに民間事業の従業者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないとなっておりますので、いわゆる均衡の原則による地方公務員は国公準拠により行ないなさいという風になっておりますので、基山町の場合は先ほどご指摘いただいた人事院の組織的なものを持っておりませんので、人事院の勧告に準ずるものでございます。

それから、町の住民の給与レベルについては調査を行っておりません。

ラスパイレスについては、まだ比率等については発表されておりましたが、県のヒアリングの段階では昨年と変わらないという数字の報告はいただいております。細かい数字の発表はまだあっておりません。

それから給与表に対しまして減額率の部分につきましてはそれぞれの該当する項目についての対象率がありますので、その率を掛けていっております。最終の40歳前半と30歳については減額率が下に行けば行くほど下がりますので、そのなかでの対象者と30歳の後半の率については変わらないということになりますので格差は生じてきておりません。現段階で新旧対照表の先ほど言いました号給の対象を若干縮めた取扱いとなっております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

逆に減額をしていくとどうしても極端な場合、号数が逆転することがありますよね。そのあたりを聞いたんですけど、落差は少なくなったと言う回答でしたので、これは後どうされるか。

次は、ラスパイレス指数の出し方これはいろいろな出し方があるんでしょうけども、出来たらこれは早めに計算して教えていただきたいと思います。

それから、地方自治法にも示されていますが、もともと国家公務員の俸給、人事院勧告をマネしなさいと言うことはどこにもなくて、要するに納税者である地域の住民のことを基準にして計算するシステムになっているんですね。そのためには、県に人事委員会を設け、町は人事委員会を設けていないので、県にその負担金を払ってそこを参考になっているはずですよ。予算書を見れば負担金が出ているはずですから。だから、国の大きなレベル基準よりも佐賀県、農業県の佐賀県、福岡市より人口が少ない福岡市145万、佐賀県86万切ったと思いますが、85万いくらですが、そのレベルの給与格差にしないとおかしいのではないかと。この前も「安永課長、調べ方あるんじゃないですか」と言ったら、「個人情報の問題で」と言う風に突っぱねられたんですけども、やはりそうしないと本来の法の主旨というのは、納税者の地域の範囲でやる訳です。私は国家公務員でしたけど、国家公務員でもさらに東京に勤務する人間、あるいは大阪に勤務する人間、沖縄に勤務する人間、これには、さらに上乘せをして、下げることはないですけど、上乘せしてその有効期間は3年だといろんな仕組みが作ってあります。実情にあったことを検討していかないと基山町の住民の方とそれから公務員との格差がどうしても出てくる。これは、難しい課題かも知れないけど、取り組まないと不公平感って言いますか、なかなか一般の方には分かりません、議会ですらやっぱり一定追及していかないと、お願いしていかないといけない問題だと考えております。そこらあたりをやはり、県の0.3%と言う話がありましたが、どちらかと言うと国家公務員より県職が近い訳ですね。基山の職員については、そこらあたり一考だにもされないというのは、町長の方針ですか。あるいは町長は方針を示されなかったのでしょうか。町長。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

やはり、課長が言いましたように、国を基本として一つの目安として今までもずっとやって来ておりましたし、やはり現時点でそう言うことで行くという思いを持ってこういうことになっております。

確かにおっしゃいますように地域格差とかいろんな考え方があろうかと思えます。県により近くということも言われますけど、県は県のまた事情もございましょうし、いわゆる地域格差だけじゃなくて、県の事情もあろうかと思えますので、とりあえず、基山町としてはこの人勧に基づいてということで今回いたしております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

県は県の事情がある。国は国の事情がある。一番近いのはどこか。町長さんがそこらあたりをですね、例えば、地方自治法、地方公務員法だったかな、そこらあたりの本来の主旨を理解されてですね。「こうしよう」「今までやってましたから」と言うだけだったなら、町長おられる必要全然ない。法を理解されないで、「いや、こうやってるから」と言うことであればですね、正に基山町はやっぱり住民の方にですね説明ができないんじゃないでしょうかね。要するに国よりも県の方が同質に近い訳ですね。国家の日本全国、1億2千8百万ですか、それだけの人間を対象にしたのとですね、基山町は86万前後の佐賀県の中にありますから、どっちが地域性があるかって言ったら地域性がそちらの方があつたでしょ。大阪とか東京とは全然違うわけですから。そこ辺りも考えないで「いや、今までやってるから」ということであればですね、私は町長の指示があつたかないかをお伺いしたんです。今、お答は指示がなかった。こう言う風な、課長がそう言っているから、今までやってるから、ということとで黙認をされたと言うことなんですかね。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

指示をしたかどうかということでございますけども、これは課長会で話をしましたし、それから、私自身もよしそれで行こうというような指示はいたしております。何もなくてただ前例主義でどうのということではございません。

○議長（後藤信八君）

他にありませんか。重松議員。

○6番（重松一徳君）

今回の提案理由、人事院勧告の主旨に鑑みていうことで、人事院勧告を守るというのも私どもは、そういう趣旨の取り組みをしたこともあります

それは、人事院勧告が完全実施されない時期もあったわけですね。しかし、今回の人事院勧告は、先ほどから提案理由にあったように民間との格差の関係で引き上げでなくて、引き下げなんだ、という部分ですね。給与を引き下げるとなれば、これ生活給でもありますし、例え金額が少ないからという問題ではなくて、いろんな問題に波及してきますし、地域の経済を含めて波及してくるんだろうと思っています。

1点目の質問は、今回の引き下げ幅が対照表を見れば分かりますけど、少ない人で0円、そして100円、一番最高の人が6級ですので課長職だろうと思います。77号俸が2,000円。まあ、2,000円ですので年間にして3万円くらいの引き下げになるんだろうと思うんですね。ひとつは退職金に波及してくるのかという問題を質問します。

それから、大変難しい問題もありますし、国との係わりもある訳ですけど、今、国会で国家公務員の給与引き下げ法案がまだ審議されています。可決されてません。東日本大震災の復興財源として、国家公務員何万人でしたか、正確にはあれなんですけど59万人ですか。平均7.8%の引き下げをして、年間290億円の財源を生み出すというのがあるんですね。

ラスパイレス指数の関係出ましたけども国家公務員7.8%下がると、そうすると、基山町は今回、人事院勧告に基づいて0.18%下げるとなれば、ラスパイレス指数、来年になればこれも単純計算しても100%超えるのは目に見えてますね。私はラスパイレス指数だけで給与を比較するのは問題があると思いますけど、どうしても、客観的に見ればでてくるという部分で、国家公務員の給与引き下げ法案が可決されれば、場合によっては、今、国会のなかでは、自民党さんあたりが地方公務員にも波及させるべきなんだと、そして、東日本大震災の復興財源も生み出すべきなんだと発言されておりますね。

だから、このへんを含めて基山町は今から先、職員の給与を審議する場合はいろいろな問題がありますけれども、100%をラスパイレス指数が超えた時に、基山町は、これに対して意見なり対応策をどのように考えるのかという部分と、もし、国が法律として地方公務員についても国家公務員並みの引き下げを決めた場合に、法律的にも大変問題がでてくるという風に言われておりますね。地方自治法の関係で地方の独立性を侵害すると、その時、

基山町は、もし、なった場合どのような対応をとるのかという部分。もしもの話なので答弁難しいと思いますけど、この2点について、まず質問いたします。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

まず、引き下げ幅についての退職金への影響につきましてですけど、今回の影響対象者は基山町で57名になっております。それから、附則の方で謳っております現給保障、18年の3月の対象者が、今、25名になっております。25名につきましては現給保障が対象ですので、退職金には影響しませんが、25名以下の部分の引き下げについては若干の影響は出てくると思っております。

それが、一点とあとラスパイレス関係で当然、国会の審議の中で可決されれば当然、ラスパイレスには影響が来年にはでてくると思います。その中で、先のことですので国がどのような対応をしてくるか読めないところ多々ありますが、今までの前例の中で人事院勧告に従わない町村への罰としては交付税をカットしたり、そういう形をしておりますので、一番は交付税のカットが出てくるのではないかと言いつきに考えております。こういうのを含んで佐賀県のなかでも会議等ありましたけれども県からのはっきりした回答は出ておりません。それを含んだところで鳥栖・三養基郡等も含んで、そういうことが出てくるかもしれないと、今回は今までどおり人勧に従った形で実施していこうということで決めさせていただいております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

確かに、今、言われるように未知数な部分がありますし、国家公務員給与引き下げだけに今回の法律がなればですね。ラスパイレスの関係については出てくるかもしれませんが。これが国家公務員の引き下げ法案も限定なんですよね。時限を切って、まあ5年間とか言われてますけど、恒久じゃないという部分では、そこはですね。地方は地方の財政状況を見ながら職員の給与については決定していくと言うところをやっぱり出さなければならないと。国が引き下げをしなければ、下げると言ったから、じゃあ地方も下げますよと言うだけでは私は問題があるのかなと思っております。それで、今回、確かに、173万でしたか、予備費

がありますね。そうすると、私は前から言ってるんですけども、176万ですね。もともと予算を組んだんだと、4月の段階です。骨格予算を。

そして、職員の確かにいろんな状況があるなかで、職員の給与を今回、引き下げると、私は、今回は議員もありませんし、町長とかも教育長も今回なくて職員ですけど、正規職員と非正規職員。基山町の場合は臨時職員ですね。臨時職員の給与に格差があるんだと思うんですね。職員給与の全体的な受け皿と言いますか、の中で、人事院勧告で下げれば、この予備費の部分をですよ、今回、急には出来ないかもしれませんが、条例の改正もありますけど、どうかして、今の臨時職員、緊急雇用職員も含めて、給与を改正して、引き上げるんだと。そうしないと、今の臨時職員さんの年間トータルベースで言えば、これ生活保護の支給以下なんですね。年間の所得金額がですね。そこがやっぱり、基山町として見直して、臨時職員の給与について改定して賃上げをしていくと、そのベースとして、今回、どうしても人事院勧告で減った部分をですね、充てると、骨格予算として当初組んでいるんですから、基山町はこの予算として使えるだけの財源はあるということで組まれているんですからね。この辺を要望しておく。来年度すぐにはできませんけども、来年度の非正規職員、臨時職員の方の給与改定に引き上げを要望ですけど、町長、少しそのへんの考え方よかったらよろしくをお願いします。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

確かに、正職員さんと臨時職員さん格差がかなりあるということ、これはちょっと如何かなという感じを私も日頃持たんではないですが、しかしながら、今すぐどうこと言うことは、いろいろな問題が引っかかってくるものですから、ちょっとそこまでは考えておりません。ただ、問題意識は持つべきかなと思っております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

町長にお伺いしたいんですが、人勧という形で毎年毎年引き下げられております。私は非常に問題というふうに思っておりますが、公務員の賃金というのは、非常に民間も敏感に見ている訳で、民間給与に非常に影響をもたらすというふうに思っておりますけど、その点で

町長の基本的な考え方についてお伺いしたい。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

やはり、民間への影響は当然あるということだと思います。全然ないということじゃないと思います。しかしながら、この人勧がどうして引き下げかというやはり民間と公務員との差額を是正すると、出来るだけ是正して行くというようなそういう主旨の人勧だと思いますので、そのへんのところは人勧に従ってということになるかと思います。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

ひとつお話をご紹介しますけれども、民間の職場で賃金とかボーナスとか交渉がある訳ですけれども、その際、経営者側が言われたのはですね、業績は非常にいいと、いいけれども上げる訳にはいかないと、なぜならば、公務員の賃金が下がっている時に上げる訳にはいかないんだという風なことを言われたと風なことをも言われたと聞いております。非常にそう言う意味ではですね、公務員の賃金というのは様々な指標になっているという風に思って、非常に重大な問題だなと言う風に思っておるところです。そういう話もあるということで紹介しておきます。

○議長（後藤信八君）

他に質問はございませんか。ないようですので、第52号議案に対する質疑を終結します。

次に第52号議案に対する討論を行います。松石議員。

○12番（松石信男君）（登壇）

みなさん、おはようございます。日本共産党基山町議団の松石信男でございます。私は第52号議案 基山町職員の給与に関する条例等の一部改正について反対討論を行いたいと思います。

今回の職員の給与引き下げは国の人事院勧告に準じて提案していると言われました。この人事院勧告はみなさんご存じのとおり、民間給与との格差を解消するといたしまして、50歳台を中心として-0.23%、899円の月例給の引き下げ、ボーナス等の据え置きを行うものであります。この民間準拠による3年連続の月例給の引き下げは、公務員労働者の暮らしに重大

な影響を与えると、それはまた、民間の給与にも影響し、国民全体の賃下げにも繋がるものであります。それはまた、地域経済にも影響し、地域経済を冷え込ませ、税収減にもなります。今、必要なのは、内需の拡大による景気の回復と思う訳であります。今、東日本大震災からの復興・復旧に全力を上げている公務員の役割発揮がますます求められているなかでの給与削減については、私は認める訳にはいきません。以上、簡単ですけど反対討論とさせていただきます。

○議長（後藤信八君）

ほかに、討論される方はおりませんか。片山議員。

○9番（片山一儀君）（登壇）

松石議員が反対という立場で討論されたので、私は賛成と言うか、やらなければいけないという立場で討論をします。先ほど、公務員の給与が民間の給与を下げるということを会社の社長が例をとって言われたんですが、これは、その社員、社員というのは団体交渉権を持っている訳ですね。あるいは争議権を持っている訳ですよ。それを言われて、はあそうですかって言ったのはその社員が能力がない。国家公務員の給与を上げるとか下げるとか言うものはですね、民間をベースにして上げてる訳ですから、それ社長、何言ってるのって言わなければならない所を例に出されるってのはおかしい話であります。やはり、これだけ社会の景気が低迷をしている時にやはり、国家公務員に合わせることをどうかと言うことを私は問題にしてるんですけども、やはり、佐賀県、今回、少なくとも倒産がたくさん出てきます。12月にはもっと出るだろうと言われてる景気の悪い時に、これは当然、社会に合わせて公務員の給与も下げなければいけない。ここで、もうひとつ大事なことはですね。我々、議会と言うのは、住民の代表である訳ですね。ところが公務員の云々と言う制度は憲法に基づいた団結権、争議権、あるいは交渉権の、団結権は公務員にあるんですけども、争議権、交渉権はない、制限されて代替手段として出てきている訳です。やはり、そこらあたりはですね、町長の先ほどの答弁も如何かと思うんですけども、やはり、我々は住民を基準にしてこの地域の住民がどうあるかと言うところを基準にして物を考えなければいけないんじゃないかと、私はつくづく思うんですね。誰のために行政があるいは議会が仕事をしているかというのは、一部の住民のためでもない、公務員のためでもない、住民の主権者である住民のためにそれを基準にして物を考えなければ社会の運営が間違っていくと、で、この52号議案についてはですね、やはり、そうした観点から、やはり、賛成すべきであると、こう言う形

で、どちらかと言うと、松石さんに反論した形なんですけども、まあ、意見を述べさせていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（後藤信八君）

ほかに、討論ございませんか。ないようですので討論終わります。第52号基山町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを採決します。本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

起立多数と認めます。よって、第52号議案は原案どおり可決しました。

次に第53号議案の平成23年度基山町一般会計補正予算（第3号）に対する質疑を行います。議案書の8ページ、お開き下さい。総括表、歳出、ありませんか。

次に、事項別明細の2ページから、1款1項1目議会費、ありませんか。3ページ、2款1項1目3目4目5目6目、総務管理費、ありませんか。4ページ、2款2項1目、税務総務費。5ページ、2款3項1目、戸籍住民基本台帳費、ありませんか。6ページ、3款1項1目2目4目、社会福祉費、ありませんか。7ページ、3款2項1目2目、ありませんか。8ページ、4款1項1目3目。9ページ、6款1項2目。10ページ、8款1項1目。11ページ、8款2項2目、道路橋梁費。12ページ、10款1項2目。13ページ、10款4項1目3目4目。14ページ、10款5項1目3目。重松議員。

○6番（重松一徳君）

ちょっと、私、これ分からないのでお伺いしますけれども、学校給食センターですね。2節の給料、技能職ですね。今回、4千円下げられてますね。昔の言い方は現業職員ですね。今回は給与は一般行政の分で出されてると思いますけど、これは、給料表は一緒ですか。技能職の方も、技能職の給料表は今回出されています。資料として。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

今回、議案の方で提出していますのは一般職の行（一）分だけを出しておりますけど、現業分については規則の方の事項になりますので、できれば資料で出させて頂きたいと思えます。今回は一般職の分だけを条例改正でお願いしております、現業分については…。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

現業職についての給与表は規則で定められている訳ですね。しかし、4千円、今回更正されていると、この4千円更正されている根拠はどこですか。何ですか。例えば、何号俸、今回57名対象と言うふうに言われましたよね。この57名対象のなかには、これ現業職の方も入ってるでしょ。入って今回されているんですよ。そうすると、先ほどは1人何号俸、何級何号俸の方は最低は100円から最高は2,000円までのカットがある。給料表見ればわかりますよね。今回はこれ全く分かりませんよね。これはどういうふうな内容ですか。何人の方が現業職の方で今回対象としてこれカットされて、最大幅はどのようになっていますか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

そこについては、資料を取り寄せて報告をさせていただきたいと思います。

○議長（後藤信八君）

暫時休憩させていただきます。

～午前10時27分 休憩～

～午前10時33分 再開～

○議長（後藤信八君）

会議を再開します。小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

大変申し訳ありません。答弁調整で時間をとって申し訳ありませんでした。先ほどの重松議員の回答につきまして、まず、給与の新旧対照表については、資料として後で提出させていただきます。ご指摘のありました10款5項3目の対象者は1名ですけれども、現業につきましては16名中対象者が7名。で、この給食センターの該当者が1名、総務課が2名、税務住民課が1名、保育所が2名、教育委員会が1名の計7名となっております。大変申し訳ありませんでした。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。それでは、片山議員。

○9番（片山一儀君）

関連質問なんですが、今、教えて貰った、一般職は条例で、現業職は規則でとなっているようですが、後のですね53号、54号、要するに補正予算関係に出てくるのは関係なく出てくる訳ですよ。一項はたまたま、52号は一般職となっているからあれですけど、一般職及び現業職、まあ、国で言えば特別職、一般職、それから、医療職とか区分もありますね。現業職が一般職より格が低いのかどうか。そこら辺りの考えはどうなってるのか。一般職であろうと現業職であろうと給料は横並びじゃないかと思うんですけど、その取扱いはですね、今までどういうお考えだったのか。だから、一般職の給料があると、現業職はですね、あと規則で勝手に決めるお考えなのか。ちょっとそこをお聞かせ頂きたいと思います。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

一般職につきましては、給料の条例で定めておりますようにしております。現業職につきましては、その分の格差はつけております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

格差があるかじゃない。取扱いがですね。なぜ、一緒に並ばないのか。一般職、現業職、あるいは一般職、特別職、まあ、基山町にも特別職ありますね。特別職、一般職、現業職とあると思うんですけど。一般職・現業職じゃなくて、事務職・現業職なのかですね。事務職関係を一般と言ってるんでしょうけども、そこが、なんで横並びでないのか、一方は条例で、一方は規則で、なぜ、そんな考え方になってるのかなってのが質問なんです。お分かり頂けますかね。

○議長（後藤信八君）

いいですか。片山議員。

○9番（片山一儀君）

私、給与体系をちょっと何年間かやってたことがあるんですけど、その時は常に並びでですね、どうかということをしてたし、結果として今回も予算のところではそれは全部含んで補正されてる訳でしょ。じゃあ、その矛盾がどうなってるのかってところが私の疑問なんで

すよ。一般職、現業職なぜ上げないのか。今、対象者が有る無いとか言ってるけど、給与表変わる時は、今、対象者がいるかじゃなくて、その有効期間ってのがあろうでしょうけど、その間に全部変えておかなきゃいけない。対象者がなくても変えておかなきゃいけないし、変えられてると思うんですね。俸給表ですからね。対象者がなかったら、じゃあ全然変えないのか、そんなことはないと思うんですね。何パーセント下げる、何パーセント上げる場合には、全部、俸給表は変える訳ですから、私、課長が対象者が何名あるとか、大事なことですよ、いる人に響く訳ですけども。その物の考え方としてよく理解できなかったものですから、ちょっと、並びのこととその事を質問させて頂いた。

○議長（後藤信八君）

これは、明解な回答が必要ですか。考え方。

○9番（片山一儀君）続

必要なんです。横からごちよごちよ言ってる人がいますけどもね。要するに現業職は従属なのかってことなんです。全部、人が扱っているのに、給料を扱っているのに、それが戦前からかどうかわなくて、その時に考えなかったことであっても、今、気づいたら直していかなくちゃいけないんじゃないか、同じ人を扱っている人の生首を預かった給料ですからね。昔は土農工商でそれぞれ順番があったけどもね。その、今ない訳ですから。全部同じ給与体系として、同じ人として見なくちゃいけなかったんじゃないか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

すいません。明解な回答になるかどうか分かりませんが、議員が言われているのは、行（一）で格付けもその中でやったらいいんじゃないかと言うのも含んでだとは思いますが、技能労務職につきましては採用基準も違いますし、給与もまた別に定めている所ですけど、業務の内容としては、今の条例のなかでは自動車の運転手、それから事務の補佐的な業務、それから主任給食調理員及び給食の調理員ということで、軽微な作業と言っては大変失礼な言い方ですけども、一般職との格差をそこで作ってるということになります。

○議長（後藤信八君）

はい、片山議員。

○9番（片山一儀君）

行（一）、行（二）と言う考え方あります。ご存知ですよ。これ、今、図書館におられる司書の方は一般職じゃないですよ。扱いが。技能職になってるかどうかは分からないけど給与表は扱いは、要するにジェネラリストとスペシャリストの違いがある訳で、これ給与表上、一般職で扱っているかどうかは別ですよ。そこら辺りがですね、改めてご検討願いたいということを確認な回答とは受けとっていないんですけど。これからひとつ機会があればご検討して頂いて、体制をですね、現在にあった体系に見直す必要があるんじゃないかと思ひまして、質問させて頂きました。以上です。

○議長（後藤信八君）

はい、次、行きます。15ページ、14款1項1目予備費。ありませんね。

質疑はないようですので、53号議案に対する質疑を終結します。

次に、53号議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので討論を終わります。

第53議案 平成23年度基山町一般会計補正予算（第3号）を採決します。本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

起立多数と認めます。よって、第53号議案は原案どおり可決しました。

次に、第54号議案 平成23年度基山町下水道特別会計補正予算（第3号）に対する質疑を行います。議案書の10ページをお開き下さい。片山議員。

○9番（片山一儀君）

内容に入る前に、今回、53号議案最後にやろうかと思ったんですが、途中から私も思いがけない質問入れたもんですから、回数の問題で遠慮してたんですが、54号も53号も同じなんですけども、町長、私はずっとですね、提案理由のない議案は出すべきでないと申し上げますね。いや、ないことはないんです。説明されたんですから。今までは現額いくらで、これだけ補正しましたという説明でした。今回の説明はですね、企業会計に基づく52号議案に関連してと言う明確な提案理由がありました。これを書かれないのはなぜか。これはですね。はっきり申し上げて、意志がないのか、能力がないのか。こういう話なんです。我々が昔の

ことですが、ソ連の脅威を見積もっていた時に潜在脅威と言う言葉を使っていました。それは、能力があつて意志が分からない。だから潜在脅威なんです。能力と意思の積がですね。力と
なつてでる訳、結果となつて出る訳です。で、表現ができないという補正予算とか予算に関
しては、表現ができないということもおっしゃいました。しかし、それはですね、表現力の
問題だと私は考えるんですね。そこに町長の意志がないのかどうか。これまたあの、今回の
一般質問でも私は改めて住民の前で何う予定にしていますけども、そこあたりをですね、実際
に口で言われたんですよ。前にも申しあげましたけども、国家公務員で20年行政職にある人
間、地方公務員で23年行政職にある人間は、登録するだけで行政書士の仕事ができます。そ
れだけ行政の文書表現力については国家でも認めているんです。それを未だにされない。こ
れは町長の意志の問題なんではないでしょうかお伺いしたい。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

この提案理由につきましては、もう再三、片山議員からのご指摘を頂いております。当初
予算とかの大きな、たくさんのボリュームがある部分については書ききれないといひますか、
しかも口頭でなり、ご説明申し上げ、補足説明もする訳でございます。ということで、そん
な詳しく提案理由は書いていないということでございます。今回につきましては、言い訳が
ましくなりますけども、52号議案の関連と言うことで、そして、私も口頭で申し上げさせて
いただいたということで、それが書かなくていいのか、省略していいのかどうかというのは
疑問でございますけども、ここに書いてないということでございます。再三、申し上げます
けども、よその議会あたりの、一部事務組合とかなんとかそういうような、広域とかなん
と言うようなことにつきましてはやはり提案理由としては、簡略に書いて、口頭で申し上げる。
あるいはもうあとのそういう補足説明は一切なしというようなことについては、いろいろと
文章を書いて、それからそれを読み上げるというような、そういうことになっておりますか
ら、それに準じてやらせていただいております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

私、意志があるかないかを問うたんですが、まあ、オブラートされて、意志があるようで

ないようになって言う話だったんですけどね。先ほど言った。なぜ、行政書士を申し上げたかって言うと、行政って言うものですね、本質を我々はやっぱり考えていかないと、いいサービスはできないと思っているものですからご理解下さい。鳥栖がやってようとみやき町がやってようと、あるいはやってまいとそれは関係ない訳です。町長が1期目に出られたという基山ブランドを作るということを打ち出されました。それは、今、先進地研修ってのをやっていますが、私は基山町が先進地になればいいと、本来の姿に戻ってですね、やはり、本来やるべきこと、やらなければいけないことを意義を見出して、きちっとやる。で、これは過去にないから、例文がないからなかなかできないと言うことも考えられる訳ですね。例文は作ればいい。で、要約は例えばどの程度要約するかってことはある訳ですよ。表現が当初予算であってもですね。なぜこう言うことを出したのか、こう言う趣旨で出したのかとは、非常に大事なことなんです。

だから、この議会のことも行政っていうのは全部記録をして、過去に残していく訳ですね。それで文章なりいろいろなものが大事だし重いんだと思います。それは住民の、まあ、町長も住民代表って言うか、選挙されて、議会も選挙されてきてますから、そう言うところで重みってものをしっかり残さなければいけない。そこらあたりをですね、再度、ご検討して努力して頂いて、今、もう失礼ですがもうあと2年ぐらいで、課を去られる課長にこう言うのは酷なんでしょうけど、若い方にそれだけの力をつけていかないといけないと言うのを私は非常に危惧してるとこなんです。基山町は伸びてゆく、企画力が伸びる、文書力が伸びることが、やっぱり基山町の活性化になっていく訳なんです。そこらあたりをひとつご斟酌いただきたいと思います。終わります。

○議長（後藤信八君）

他にありませんね。下水道会計の事項別明細の2ページをお開き下さい。歳出2款1項1目公共下水道事業費、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

3ページ、予備費5款1項1目、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

質疑はないようですので、第54号議案に対する質疑を終結します。

次に、54号議案に対する討論を行います。ありませんか。

ないようですので、討論を終わります。

第54号議案 平成23年度基山町下水道特別会計補正予算（第3号）を採決します。本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤信八君）

起立多数と認めます。よって、54号議案は原案どおり可決しました。

以上を持ちまして平成23年第4回基山町議会臨時会を閉会します。

～午前10時51分 閉会～

基山町議会会議規則第120条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

基山町議会議長 後藤 信 八

基山町議会議員 片山 一 儀

基山町議会議員 品川 義 則